

成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）
enPiT-Pro 事後評価実施要項

令和4年9月8日
成長分野を支える情報技術人材の
育成拠点の形成（enPiT）事業委員会

I 目的

「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）enPiT-Pro」（以下「本事業」という。）において選定された取組の事業開始から事業終了時までの進捗状況等を確認し、事業の成果等を把握するため、本事業を実施する大学に対して、事後評価を行う。

II 対象・時期

本事業に選定された各取組について、事業開始から令和4年3月末日までの実施状況を評価の対象とする。

III 実施方法

本事業に選定された取組に対する中間評価は、外部有識者・専門家からなる「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）事業委員会」（以下「委員会」という。）において「書面評価」及び「面接評価」を実施して決定する。

1. 書面評価

事業を実施する大学から提出された事後評価調書に基づき書面評価を行う。書面評価にあたっては、「IV 事後評価方針」の評価項目及び観点を踏まえ、評価を行う。

2. 面接評価

書面評価で不明確な事項を確認するために面接評価を行う。面接評価の実施方法は別に定める。

3. 委員会における合議による事後評価結果の決定

事後評価結果は、書面評価及び面接評価に基づき、合議により決定する。

IV 事後評価方針

1. 項目と観点

本事業に選定された取組に対する事後評価は、公募要領を踏まえ、下表（表1）に掲げる項目について、各観点を踏まえながら評価を行う。その際、中間評価時に通知された改善点や大学が設定する定量的な数値目標等を踏まえ、評価を行う。

表1 評価の項目・観点

項番	項目	観点
1	大学間・産業界との連携状況	形成するネットワークが効果的に機能するよう、代表校を中心として連携校や産業界等との連携や事業の運営が円滑に進んだか。 ¹
2	体系的かつ高度で短期の実践教育プログラムの開発	業務に展開できる実践的な演習と、多方面に応用可能な基盤的知識・最先端理論等に関する学修を組み合わせた体系的で高度な教育プログラム ² が実施されたか。
3	社会人のニーズに応える工夫	社会人の学びやすい工夫 ³ がなされているか。また社会のニーズを分析し、それを踏まえた教育の工夫 ⁴ がなされたか。
4	人材育成機能の強化	実践教育を広く全国に普及させるため、ファカルティ・ディベロップメント（FD）を推進し、実践教育を実施できる教員の養成がなされたか。
5	普及と学び直し機能強化への貢献	教育プログラムの他大学への普及や、同分野全体の社会人学び直し機能強化への貢献について適切に実施したか。
6	自己評価・外部評価体制の構築	自己評価と外部評価を行う体制を構築し、その結果を踏まえた必要な改善策を講じたか。
7	当初目標に対する取組状況	当初目標として設定したアウトプット・アウトカムが達成されたか。
8	補助期間終了後の取組	補助期間終了後も発展的かつ継続的な活動を行うための運営予算面を含めた具体的な計画の実現に向けて、予定通り実施したか。
9	中間評価を踏まえた取組	令和元年度中間評価結果の評価コメントを踏まえた取組を実施し、適切に対応したか。

¹ 実践教育における題材の提供、教員・指導者の派遣、施設設備の貸与等、各種協力体制が円滑に進んでいるかなど（公募要領, p.3）

² 短期（3か月～6か月、最長でも1年以内）かつ大学院修士レベル以上の高度なレベル（同, p.3）

³ 例えば、夜間・土日開講、集中開講等や教育プログラムの修了者の更なる学習・研究ニーズに応えるための具体的な工夫（同, p.4）

⁴ 例えば、学生時代に体系的に情報科学の基盤的な知識・技術を学んでいない文系出身の技術者等に配慮した科目の提供など（同, p.4）

2. 評価

書面評価においては、1つの選定大学の取組に対して各委員が行う。委員は評価項目毎に次の評語を付す（表2-1、2-2）。委員会は選定大学の取組毎の評語を集計し、合議審査の参考とし、審議を尽くして評価結果（案）を作成する（表3）。その後、評価結果（案）を各選定大学に提示し、意見申立ての機会を設けた上で、評価結果を決定する。

表2-1 評価項目毎に付す評語（項番1～8）

評語	程度
s	計画以上に進捗し、当初の目標以上の効果・成果が得られたと判断される。
a	計画どおりに進捗し、当初の目標であった効果・成果が得られたと判断される。
b	計画どおりに進捗していない部分があり、当初の目標であった効果・成果としては不十分と判断される。
c	計画どおりに進捗せず、当初の目標の効果・成果が得られなかったと判断される。

表2-1 評価項目毎に付す評語（項番9）

評語	程度
s	適切に対応されており、それによる効果・成果が得られたと判断される。
a	適切に対応されたと判断される。
b	対応が不十分と判断される。
c	全く対応されていないと判断される。

表3 評価結果

評語	程度
S	優れた取組結果であり、事業目的は十分に達成されたとともに、想定以上の成果が得られたと判断される。
A	計画どおり事業目的を達成することができたと判断される。
B	当初の事業目的のうち一部達成することができなかつたと判断される。
C	これまでの取組結果等に鑑み、事業目的の達成はできなかつたと考えられる。

その他、評価の実施に必要な事項は委員会において定める。

V その他

1. 開示・公開等

(1) 委員会の審議内容等の取扱いについて

評価に係る審議は原則非公開とする。

(2) 評価結果の公表等について

評価結果は、評定と評価コメント等を代表校に通知するとともに文部科学省ホームページ等にて公表する。

(3) 委員の公表について

委員の氏名等については、評価結果の通知等とともに公表することとする。

2. 利害関係者の排除等

各選定大学の取組に利害関係のある委員（以下の①～③に該当）は、事務局にその旨を申し出ることとし、当該取組の評価には参加しないこととする。

- ① 委員が当該取組を実施する大学の専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）又は3年以内に在職していた場合
- ② 委員が当該取組を実施する大学・大学を設置する法人等の役員として在職（就任予定を含む。）又は3年以内に在職していた場合
- ③ その他、委員が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される場合

3. 情報の管理、守秘義務、事後評価調書等の用途制限

(1) 委員は、評価の過程で知り得た個人情報及び対象大学の評価内容に係る情報を外部に漏らしてはならない。

(2) 委員として取得した情報は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理することとし、各種資料については、自宅又は研究室等において厳重に保管し、盗難や紛失の恐れがないよう、極力外部に持ち出さないこととする。また、電子データについては転送や複製を行わず、評価終了後には必ず削除するものとする。

(3) 評価に係る資料等は、本事業の評価を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内でのみ使用する。